

## I 調査の目的

平成32年国勢調査実施計画の立案に当たり、調査環境の変化に対する確に対応するための調査方法等必要な事項を実地に検証し、実施計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

## II 調査の概要

- 調査期日 平成29年7月13日（木）
- 調査対象 8都道府県16市区町 312調査区（1市区町あたりおよそ24調査区）  
調査日現在、対象調査区に常住するすべての人・世帯（約15,600世帯）  
※調査区の選定にあたっては、後置番号4、8の調査区は除外する。  
※後述の調査方法については調査区ごと、調査票については市区町ごとに設定する。

### ○ 調査の流れ



### ○ 調査方法

第1次試験調査においては、次の3通りの方法により調査を実施する。



二段階配布型においては、調査書類の配布時点でオンライン回答用IDのみ配布し、調査期日の直前に調査票等を配布する。一方、同時配布型においては、調査書類の配布時点でオンライン回答用ID、調査票等をすべて配布する。

### ○ 調査票

調査票は、「住宅の床面積の合計」の有無によって甲・乙2種類を用意し記入状況を検証する。（調査票甲：20項目、調査票乙：19項目）

## III 主な検証事項と結果利用

- ◆ 調査方法の検証：「同時配布型」及び「二段階配布型」の調査方法の違いによる世帯の回答状況の分析
  - ◆ 調査事項の検証：調査事項（「教育」、「従業地又は通学地までの移動交通手段」、「住宅の床面積の合計」）の記入状況、世帯アンケート結果を踏まえた調査事項の記入意識に係る分析
- 試験調査の実施状況を踏まえ、「平成32年国勢調査有識者会議」等において調査方法等の検討を行う。

## 平成32年国勢調査第1次試験調査 実施計画（案）

### 1 調査の目的

平成32年国勢調査実施計画の立案に当たり、調査環境の変化に対しの確に対応するための調査方法等必要な事項を実地に検証し、実施計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査の期日及び日程

#### (1) 調査の期日

調査は、平成29年7月13日（木）午前零時現在によって行う。

#### (2) 調査の主要日程

平成29年6月中旬 調査員事務打合せ会

平成29年6月25日～6月29日 受け持ち調査区の確認等

平成29年6月30日～7月4日 調査書類の配布

〈平成29年6月30日～7月19日 オンライン回収〉

平成29年7月13日 調査期日

〈平成29年7月13日～7月19日 郵送回収〉

平成29年7月22日～7月26日 回答状況の把握・伝達

〈平成29年7月25日～8月1日 調査員回収〉

平成29年8月1日 調査票提出期限

平成29年8月2日～8月6日 未提出世帯への督促、聞き取り調査

平成29年8月7日～8月9日 調査書類の検査・整理、市区町への提出

### 3 調査の地域

#### (1) 市区町

宮城県仙台市，宮城県利府町，東京都港区，東京都北区，富山県富山市，富山県入善町，静岡県浜松市，静岡県小山町，滋賀県東近江市，滋賀県日野町，京都府京都市，京都府精華町，岡山県岡山市，岡山県矢掛町，宮崎県宮崎市，宮崎県日向市（8都府県16市区町）

#### (2) 調査区

上記(1)の区域に属する平成27年国勢調査調査区の中から、地域特性を考慮して選定する312調査区とする。

調査区は、総務省統計局が指定する地域特性に該当する調査区を市区町が選定し、総務省統計局において他の統計調査の調査区との重複排除の調整を行った上で、総務省統計局長が決定する。

地域特性	調査区数（※1）		調査員数（※2）	
	市区	町	市区	町
オートロックマンションなど民営の賃貸住宅が多い地域 (単身者が多い地域を除く)	8 調査区	—	4 人	—
ワンルームマンションなど単身者が居住する住宅の多い地域	8 調査区	—	4 人	—
一戸建ての多い地域	4 調査区	4～8 調査区	2 人	2～4 人
その他の地域	4 調査区	4～8 調査区	2 人	2～4 人
合 計	24調査区	12調査区	12人	6 人

※1 市区については、「オートロックマンションなど民営の賃貸住宅が多い地域」及び「ワンルームマンションなど単身者が居住する住宅の多い地域」に調査区数を傾斜配分し、1市区あたり24調査区とする。

人口規模の小さい町においては、「一戸建ての多い地域」及び「その他の地域」のみに調査区数を配分し、1町あたり12調査区とする。

※2 1人2調査区担当

#### 4 調査の対象

調査の対象は、調査期日において、調査の地域内に常住する者とする。

ただし、外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く。

#### 5 調査事項

調査票により、次の項目を調査する。

なお、下記(1)ケについては、調査票乙で選択肢を細分化した上で調査し、(2)オについては、調査票甲でのみ調査する。

※ 調査票は2種類ともA4判変形(両面)であり、1枚に世帯員4名まで記載できるものを用いる(調査票甲は別添1-1、調査票乙は別添1-2のとおり。)

##### (1) 世帯員に関する事項 (15項目)

ア 氏名	ク 5年前の住居の所在地
イ 男女の別	ケ 在学、卒業等教育の状況
ウ 出生の年月	コ 就業状態
エ 世帯主との続柄	サ 従業上の地位
オ 配偶の関係	シ 所属の事業所の名称及び事業の種類
カ 国籍	ス 仕事の種類
キ 現在の住居における居住期間	セ 従業地又は通学地

ソ 従業地又は通学地までの利用交通手段

(2) 世帯に関する事項（5項目）

- |         |             |
|---------|-------------|
| ア 世帯の種類 | エ 住宅の建て方    |
| イ 世帯員の数 | オ 住宅の床面積の合計 |
| ウ 住居の種類 |             |

## 6 調査の方法

(1) 調査組織

総務省－都道府県－市区町－調査員（又は民間事業者<sup>(※)</sup>）－報告者

※ 報告者（以下「世帯」という。）が居住する住居・施設等の管理者で、市区町から調査員業務の委託を受けた事業者

(2) 調査方法

調査は、オンライン回答期間を調査員及び郵送提出の期間に先行して設定する方式（以下「オンライン調査先行方式」という。）を基本に、調査区ごとに次のいずれかの方法により実施する。

※ 郵送提出における調査票の送付先（宛先）は、回答状況把握等の実査に係るサポート業務を実施する事業者（以下「民間サポート事業者」という。）の事業所とする。

※ オンライン調査は、総務省が整備する国勢調査オンライン調査システムを用いることとし、総務省、都府県、市区町及び民間サポート事業者において、回答状況を閲覧・把握することが可能な機能を実装する。

### ① オンライン調査先行方式（二段階配布型）

ア 調査員（民間事業者を含む。以下同じ。）は、担当する調査区内を巡回し、当該調査区の範囲を確認するとともに、調査区要図を作成する。

イ 『インターネット回答の利用案内』<sup>1</sup>の配布期間（6月30日から5日間）に、調査員は、担当する調査区内の全世帯を訪問し、面接の上で『インターネット回答の利用案内』を配布するとともに、『調査世帯一覧』（以下「一覧」という。）を作成するために世帯主の氏名及び世帯員の数（男女の別を含む。以下同じ。）を聴取し、一覧に必要な事項を記入する。

なお、不在世帯については、日又は時間を変えて再度訪問することとするが、それでも面接することができない世帯に対しては、『インターネット回答の利用案内』を郵便受けに入れるなどして配布する。この場合、一覧に必要な事項は、調査票回収時における面接の際に聴取して記入する。

ウ 調査票配布期間前までの期間（6月30日から7月9日まで）は、世帯は、オンライン回答のみ行うことができる。

<sup>1</sup> 『インターネット回答の利用案内』は、調査についてのお知らせ等を記載した封筒形式となっており、世帯が回答に利用するID等の利用者情報と、操作ガイドを封入した上で配布する。

- エ 調査員は、調査期日（7月13日）の3日前から前日までに担当する調査区内の全世帯に、『オンライン回答促進チラシ（仮称）』及び調査票等を郵便受けに入れるなどして配布する。世帯は、調査期日以降の所定の期間（7月19日まで）において、オンライン回答又は郵送により提出する方法のいずれかを選択し、回答を行うことができる。
- オ オンライン回答・郵送提出期限の後、調査員は市区町から伝達された回答済世帯の情報により、回答が済んでいない世帯（以下「調査票未提出世帯」という。）を特定する。
- カ 調査票回収期間に、調査員は、上記オで特定した調査票未提出世帯を訪問し、面接の上で、調査票の提出状況を確認すると共に、調査員への提出を希望する世帯から、調査票を回収する。
- キ 調査票回収期間の後、調査票未提出世帯があった場合、調査員は、次の方法により、当該世帯からの調査票の回収等を行う。
- ・ 調査票未提出世帯を訪問し、面接の上、調査票を回収する。調査票未提出世帯が不在の場合は、再度訪問するなどして世帯との面接に努める。
  - ・ 世帯と面接できないなど、最終的に調査票の提出を直接依頼できない場合は、市区町に連絡の上、その指示に基づき、近隣の世帯等から協力を得て、氏名、男女の別及び世帯員の数の3項目を聴取し、調査票及び一覧への記入を行う（聞き取り調査）。
  - ・ 聞き取り調査を行った世帯に対し、『調査票提出のお願い』（督促状）及び調査票等を郵便受けに入れるなどとして配布する。
- ク 調査員は、調査票等を整理の上、市区町に提出する。

※ 東京都港区及び東京都北区のみ、エ以降の調査方法を下記のとおりとする。（ア～ウまで上記に同じ。）

- エ 調査員は、調査期日（7月13日）の3日前から前日までに担当する調査区内の全世帯に、『オンライン回答促進チラシ（仮称）』及び調査票等を郵便受けに入れるなどして配布する。世帯は、調査期日以降の所定の期間（7月19日まで）において、オンライン回答又は郵送により提出する方法のいずれかを選択し、回答を行うことができる。
- なお、調査員への提出を希望する世帯は区等へ連絡し、区はその情報を調査員へ伝達することによって、当該世帯から調査票の回収を行う。
- オ オンライン回答・郵送提出期限の後、調査員は区から伝達された回答済世帯の情報により、調査票未提出世帯を特定する。
- カ 調査票未提出世帯があった場合、調査員は、次の方法により、当該世帯からの調査票の回収等を行う。
- ・ 調査票未提出世帯を訪問し、面接の上、調査票を回収する。調査票未提出世帯が不在の場合は、再度訪問するなどして世帯との面接に努める。

- ・ 世帯と面接できないなど、最終的に調査票の提出を直接依頼できない場合は、区に連絡の上、その指示に基づき、近隣の世帯等から協力を得て、氏名、男女の別及び世帯員の数の3項目を聴取し、調査票及び一覧への記入を行う（聞き取り調査）。
  - ・ 聞き取り調査を行った世帯に対し、『調査票提出のお願い』（督促状）及び調査票等を郵便受けに入れるなどして配布する。
- キ 調査員は、調査票等を整理の上、区に提出する。

## ② オンライン調査先行方式（同時配布型）

- ア 調査員は、担当する調査区内を巡回し、当該調査区の範囲を確認するとともに、調査区要図を作成する。
- イ 調査書類<sup>2</sup>の配布期間（6月30日から5日間）に、調査員は、担当する調査区内の全世帯を訪問し、面接の上で調査票等の調査書類一式を配布するとともに、一覧を作成するために世帯主の氏名及び世帯員の数を聴取し、一覧に必要な事項を記入する。
- なお、不在世帯については、日又は時間を変えて再度訪問することとするが、それでも面接することができない世帯に対しては、調査書類一式を郵便受けに入れるなどして配布する。この場合、一覧に必要な事項は、調査票回収時における面接の際に聴取して記入する。
- ウ 調査期日までの期間（6月30日から7月12日まで）は、世帯は、オンライン回答のみ行うことができる。
- エ 調査員は、調査期日（7月13日）の3日前から前日までに担当する調査区内の全世帯に、『オンライン回答促進チラシ（仮称）』を郵便受けに入れるなどして配布する。世帯は、調査期日以降の所定の期間（7月19日まで）において、オンライン回答又は郵送により提出する方法のいずれかを選択し、回答を行うことができる。
- オ オンライン回答・郵送提出期限の後、調査員は市区町から伝達された回答済世帯の情報により、調査票未提出世帯を特定する。
- カ 調査票回収期間に、調査員は、上記オで特定した調査票未提出世帯を訪問し、面接の上で、調査票の提出状況を確認すると共に、調査員への提出を希望する世帯から、調査票を回収する。
- キ 調査票回収期間の後、調査票未提出世帯があった場合、調査員は、次の方法により、当該世帯からの調査票の回収等を行う。
- ・ 調査票未提出世帯を訪問し、面接の上、調査票を回収する。調査票未提出世帯が不在の場合は、再度訪問するなどして世帯との面接に努める。
  - ・ 世帯と面接できないなど、最終的に調査票の提出を直接依頼できない場合は、市区町に連絡の上、その指示に基づき、近隣の世帯等から協力を得て、氏名、男

<sup>2</sup> 調査書類一式は、世帯がオンライン回答に利用するID等の利用者情報と、操作ガイド及び調査票等を『調査書類収納封筒』に封入した上で配布する。

女の別及び世帯員の数の3項目を聴取し、調査票及び一覧への記入を行う（聞き取り調査）。

- ・ 聞き取り調査を行った世帯に対し、『調査票提出のお願い』（督促状）及び調査票等を郵便受けに入れるなどとして配布する。

ク 調査員は、調査票等を整理の上、市区町に提出する。

**※ 東京都港区及び東京都北区のみ、エ以降の調査方法を下記のとおりとする。（ア～ウまで上記に同じ。）**

エ 調査員は、調査期日（7月13日）の3日前から前日までに担当する調査区内の全世帯に、『オンライン回答促進チラシ（仮称）』を郵便受けに入れるなどとして配布する。世帯は、調査期日以降の所定の期間（7月19日まで）において、オンライン回答又は郵送により提出する方法のいずれかを選択し、回答を行うことができる。

なお、調査員への提出を希望する世帯は区等へ連絡し、区はその情報を調査員へ伝達することによって、当該世帯から調査票の回収を行う。

オ オンライン回答・郵送提出期限の後、調査員は区から伝達された回答済世帯の情報により、調査票未提出世帯を特定する。

カ 調査票未提出世帯があった場合、調査員は、次の方法により、当該世帯からの調査票の回収等を行う。

- ・ 調査票未提出世帯を訪問し、面接の上、調査票を回収する。調査票未提出世帯が不在の場合は、再度訪問するなどして世帯との面接に努める。
- ・ 世帯と面接できないなど、最終的に調査票の提出を直接依頼できない場合は、区に連絡の上、その指示に基づき、近隣の世帯等から協力を得て、氏名、男女の別及び世帯員の数の3項目を聴取し、調査票及び一覧への記入を行う（聞き取り調査）。
- ・ 聞き取り調査を行った世帯に対し、『調査票提出のお願い』（督促状）及び調査票等を郵便受けに入れるなどとして配布する。

キ 調査員は、調査票等を整理の上、区に提出する。

### (3) 報告の方法

報告は、世帯主（世帯の代表者を含む。）又は世帯員が調査票に記入することにより行う。

## 7 集計事項

別添2「平成32年国勢調査第1次試験調査 集計結果表一覧（案）」のとおり。

## 8 その他

(1) 第1次試験調査は、国勢調査令（昭和55年政令第98号）第15条第1項第1号及び第2項第8号に規定する「調査方法についての基礎調査」として実施する。

なお、調査の実施については、統計法に基づく一般統計調査として総務大臣の承認を受ける。

(2) 本試験調査における世帯の意見等を聴取し、今後の国勢調査の企画の参考資料を得るため、調査の実施と並行してアンケート行う。

アンケートは、総務省統計局が世帯から郵送又はオンライン回答により直接回収する方法で実施する。

○ 調査事項の記入に対する意識調査

国勢調査の調査事項のうち、本試験調査において検証を行う「在学、卒業等教育の状況」等について、記入の容易性・忌避感の有無といった観点から意識調査を行う。

○ 調査方法の検証

本試験調査では、オンライン調査先行方式について「二段階配布型」と「同時配布型」とを検証することとしているが、両者の調査書類の配布時期の違いによって生じる世帯が回答方法を選択する際の意識の違いについて把握する。

○ その他

平成27年国勢調査との違いを踏まえ、本試験調査の調査方法等国勢調査に関する意見を幅広く聴取する。

平成32年国勢調査第1次試験調査 調査票甲(案)

秘 一般統計調査

この調査は、統計法に基づき政府が実施する統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。



平成32年国勢調査 第1次試験調査

平成29年7月13日 総務省統計局

調査票甲

数字は右づつめに



- 黒の鉛筆で記入し、間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。
○ 記入欄が○の場合は、当てはまる○を●のようにぬりつぶしてください。
○ 数字を記入する場合は、下の例のようにわくの中に右づつめで書いてください。

数字の記入例



はねない 上につきぬける 角をつける

世帯について(調査票が2枚以上にわたる場合は1枚目のみに記入してください)

1 世帯員の数 (総数, 男, 女)
2 住居の種類 (持ち家, 都道府県・市区町村営の賃貸住宅, 都市再生機構・公社等の賃貸住宅, 民営の賃貸住宅, 給与住宅(社宅・公務員住宅など), 住宅に間借り, 会社等の独身寮・寄宿舎, その他)
3 住宅の床面積の合計(延べ面積) (20㎡未満, 20~30㎡未満, 30~40㎡未満, 40~50㎡未満, 50~60㎡未満, 60~70㎡未満, 70~80㎡未満, 80~90㎡未満, 90~100㎡未満, 100~120㎡未満, 120~150㎡未満, 150~200㎡未満, 200~250㎡未満, 250㎡以上)

世帯員全員について(世帯員ごとに記入してください)

4 氏名及び男女の別 (氏名, 男, 女)
5 世帯主との続き柄 (世帯主又は配偶者の代表者, 子の配偶者, 世帯主の配偶者の父母, 孫, 兄弟姉妹, 他の親族, 住み込みの雇員, その他)
6 出生の年月 (明治, 大正, 昭和, 平成, 西暦)
7 配偶者の有無 (未婚(幼児を含む), 配偶者あり, 死別, 離別)
8 国籍 (日本, 外国)
9 現在の場所に住んでいる期間 (出生時から, 以外)
10 5年前(平成24年7月13日)にはどこに住んでいましたか (現在と同じ場所, 同じ区・市・町村内の他の場所, 他の区・市・町村, 外国)

世帯では下の欄(黒い太わくの外)には記入しないでください

住宅の建て方 (一戸建, 長屋建(テラスハウスを含む), 共同住宅(アパート・マンションなど), その他)
この世帯の住宅がある階 (建物全体の階数, この世帯の住宅がある階)

電話番号 (わからないことがあった場合 問合せに利用いたします)

世帯の種類 (一般世帯(一人世帯・会社専の(独身寮の入居者を含む)), 学校の寮・寄宿舎の学生・生徒, 病院・療養所の入院者, 老人ホーム等の社会施設の入所者, その他)

市区町村コード, 調査区番号, 世帯番号, この世帯の調査票の枚数(枚目), 事務使用欄



平成32年国勢調査第1次試験調査 調査票乙(案)

秘 一般統計調査

この調査は、統計法に基づき政府が実施する統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。



平成32年国勢調査 第1次試験調査

平成29年7月13日 総務省統計局

調査票乙

数字は右づめに

- 黒の鉛筆で記入し、間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。
○ 記入欄が○の場合は、当てはまる○を●のようにぬりつぶしてください。
○ 数字を記入する場合は、下の例のようにわくの中に右づめで書いてください。

数字の記入例 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

世帯について(調査票が2枚以上にわたる場合は1枚目のみに記入してください)

1 世帯員の数 総数 男 女
2 住居の種類 持ち家 都道府県市区町村営の賃貸住宅 都市再生機構・公社等の賃貸住宅 民営の賃貸住宅 給与住宅(社宅・公務員住宅など) 住宅に間借り 会社等の単身寮・寄宿舎 その他

世帯員全員について(世帯員ごとに記入してください)

3 氏名及び男女の別
4 世帯主との続き柄
5 出生の年月
6 配偶者の有無
7 国籍
8 現在の場所に住んでいる期間
9 5年前(平成24年7月13日)にはどこに住んでいましたか

世帯では下の欄(黒い太わくの外)には記入しないでください

住宅の建て方 一戸建 長屋建(テラスハウスを含む) 共同住宅(アパート・マンションなど) その他
建物全体の階数 この世帯の住宅がある階
世帯の種類 一般世帯(一人世帯・会社等の単身寮の入居者を含む) 学校の寮・寄宿舎の学生・生徒 病院・療養所の入院者 老人ホーム等の社会施設の入居者 その他

市区町村コード 調査区番号 世帯番号 この世帯の調査票枚数

事務使用欄 行

<p><b>10 教育</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在 学校に在学しているかどうかについて記入したうえで 矢印に従って記入してください</li> <li>在学中の人はその学校について卒業の人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の卒業学校)について記入してください</li> <li>専修学校・各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の●ページを参照して記入してください</li> </ul>	<p>1</p> <p>在学中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学 ○</li> <li>中学 ○</li> <li>高校・旧中 ○</li> <li>短大・高専 ○</li> <li>大学・大学院 ○</li> </ul> <p>卒業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園 ○</li> <li>保育園・保育所 ○</li> <li>乳児・その他 ○</li> </ul> <p>未就学</p>	<p>2</p> <p>在学中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学 ○</li> <li>中学 ○</li> <li>高校・旧中 ○</li> <li>短大・高専 ○</li> <li>大学・大学院 ○</li> </ul> <p>卒業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園 ○</li> <li>保育園・保育所 ○</li> <li>乳児・その他 ○</li> </ul> <p>未就学</p>	<p>3</p> <p>在学中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学 ○</li> <li>中学 ○</li> <li>高校・旧中 ○</li> <li>短大・高専 ○</li> <li>大学・大学院 ○</li> </ul> <p>卒業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園 ○</li> <li>保育園・保育所 ○</li> <li>乳児・その他 ○</li> </ul> <p>未就学</p>	<p>4</p> <p>在学中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学 ○</li> <li>中学 ○</li> <li>高校・旧中 ○</li> <li>短大・高専 ○</li> <li>大学・大学院 ○</li> </ul> <p>卒業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園 ○</li> <li>保育園・保育所 ○</li> <li>乳児・その他 ○</li> </ul> <p>未就学</p>
<p><b>11 7月6日から12日までの1週間に仕事をしましたか</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仕事とは 収入を伴う仕事をいい自家営業(農業や店の仕事など)の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトも含めます</li> <li>通学には 予備校・専門学校などに通っている場合も含めます</li> <li>幼稚園又は保育所などに通っている場合はその他に記入してください</li> </ul>	<p>主に仕事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家事などのほか仕事 ○</li> <li>通学のかたわら仕事 ○</li> </ul> <p>13欄へ</p> <p>少しも仕事をしなかった人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仕事を休んでいた ○</li> <li>仕事を探して ○</li> <li>家事 ○</li> <li>通学 ○</li> <li>その他(幼児や高齢など) ○</li> </ul> <p>13欄へ</p> <p>記入あり</p> <p>13欄へ</p> <p>記入あり</p>	<p>主に仕事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家事などのほか仕事 ○</li> <li>通学のかたわら仕事 ○</li> </ul> <p>13欄へ</p> <p>少しも仕事をしなかった人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仕事を休んでいた ○</li> <li>仕事を探して ○</li> <li>家事 ○</li> <li>通学 ○</li> <li>その他(幼児や高齢など) ○</li> </ul> <p>13欄へ</p> <p>記入あり</p> <p>13欄へ</p> <p>記入あり</p>	<p>主に仕事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家事などのほか仕事 ○</li> <li>通学のかたわら仕事 ○</li> </ul> <p>13欄へ</p> <p>少しも仕事をしなかった人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仕事を休んでいた ○</li> <li>仕事を探して ○</li> <li>家事 ○</li> <li>通学 ○</li> <li>その他(幼児や高齢など) ○</li> </ul> <p>13欄へ</p> <p>記入あり</p> <p>13欄へ</p> <p>記入あり</p>	<p>主に仕事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家事などのほか仕事 ○</li> <li>通学のかたわら仕事 ○</li> </ul> <p>13欄へ</p> <p>少しも仕事をしなかった人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仕事を休んでいた ○</li> <li>仕事を探して ○</li> <li>家事 ○</li> <li>通学 ○</li> <li>その他(幼児や高齢など) ○</li> </ul> <p>13欄へ</p> <p>記入あり</p> <p>13欄へ</p> <p>記入あり</p>
<p><b>就業者・通学者について (11欄で仕事を休んでいたに記入した人は12~16欄にその休んでいた仕事について記入してください)</b></p>				
<p><b>12 従業地又は通学地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仕事も通学もしている人は仕事をしている場所について記入してください</li> <li>同じ市内の他の区に通勤・通学している場合は 他の区・市町村に記入してください</li> <li>他の区・市町村の場合は都道府県・市区町村名も書いてください(東京都区部と政令指定都市の場合は区名まで)</li> </ul>	<p>自宅(住み込みを含む)</p> <p>同じ区・市町村</p> <p>他の区・市町村</p> <p>(通勤・通学の場所を記入)</p> <p>(左づめで記入)</p>			
<p><b>13 従業地又は通学地までの利用交通手段</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二つ以上の交通手段を利用している場合は該当するものすべてに記入してください</li> </ul>	<p>徒歩のみ ○</p> <p>鉄道 ○</p> <p>乗合バス ○</p> <p>勤め先・学校のバス ○</p> <p>自家用車 ○</p> <p>ハイヤー タクシー ○</p> <p>オートバイ ○</p> <p>自転車 ○</p> <p>その他 ○</p>	<p>徒歩のみ ○</p> <p>鉄道 ○</p> <p>乗合バス ○</p> <p>勤め先・学校のバス ○</p> <p>自家用車 ○</p> <p>ハイヤー タクシー ○</p> <p>オートバイ ○</p> <p>自転車 ○</p> <p>その他 ○</p>	<p>徒歩のみ ○</p> <p>鉄道 ○</p> <p>乗合バス ○</p> <p>勤め先・学校のバス ○</p> <p>自家用車 ○</p> <p>ハイヤー タクシー ○</p> <p>オートバイ ○</p> <p>自転車 ○</p> <p>その他 ○</p>	<p>徒歩のみ ○</p> <p>鉄道 ○</p> <p>乗合バス ○</p> <p>勤め先・学校のバス ○</p> <p>自家用車 ○</p> <p>ハイヤー タクシー ○</p> <p>オートバイ ○</p> <p>自転車 ○</p> <p>その他 ○</p>
<p><b>就業者について (11欄で通学に記入した人は14~16欄には記入の必要はありません)</b></p>				
<p><b>14 勤めか 自営かの別</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働者派遣事業所の派遣社員とは労働者派遣法に基づいて派遣されている人をいいます</li> <li>パート・アルバイト・その他には契約社員 嘱託なども含めます</li> <li>自営業主とは個人で事業を営んでいる人(農家などを含む)や自由業の人をいいます</li> </ul>	<p>雇われている人</p> <p>会社</p> <p>正規の職員・従業員 ○</p> <p>労働者派遣事業所の派遣社員 ○</p> <p>パート・アルバイト ○</p> <p>その他の役員 ○</p> <p>自営業主 ○</p> <p>家族 ○</p> <p>家庭内の賃仕事 ○</p> <p>雇人あり ○</p> <p>雇人なし ○</p> <p>従業者(内職) ○</p>	<p>雇われている人</p> <p>会社</p> <p>正規の職員・従業員 ○</p> <p>労働者派遣事業所の派遣社員 ○</p> <p>パート・アルバイト ○</p> <p>その他の役員 ○</p> <p>自営業主 ○</p> <p>家族 ○</p> <p>家庭内の賃仕事 ○</p> <p>雇人あり ○</p> <p>雇人なし ○</p> <p>従業者(内職) ○</p>	<p>雇われている人</p> <p>会社</p> <p>正規の職員・従業員 ○</p> <p>労働者派遣事業所の派遣社員 ○</p> <p>パート・アルバイト ○</p> <p>その他の役員 ○</p> <p>自営業主 ○</p> <p>家族 ○</p> <p>家庭内の賃仕事 ○</p> <p>雇人あり ○</p> <p>雇人なし ○</p> <p>従業者(内職) ○</p>	<p>雇われている人</p> <p>会社</p> <p>正規の職員・従業員 ○</p> <p>労働者派遣事業所の派遣社員 ○</p> <p>パート・アルバイト ○</p> <p>その他の役員 ○</p> <p>自営業主 ○</p> <p>家族 ○</p> <p>家庭内の賃仕事 ○</p> <p>雇人あり ○</p> <p>雇人なし ○</p> <p>従業者(内職) ○</p>
<p><b>15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仕事をしている事業所(本社 支店 事業所 工場 商店など)の名称を書いてください(官公庁は課名まで)</li> <li>その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください</li> <li>労働者派遣事業所の派遣社員は派遣先(実際に仕事をしている事業所)について書いてください</li> </ul>	<p>15欄と16欄は「調査票の記入のしかた」の●～●ページの書き方の例を参考にしく書いてください</p>			
<p><b>16 本人の仕事の内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください</li> </ul>				

この調査票は機械にかけますので汚さないでください

平成32年国勢調査第1次試験調査 集計結果表一覧(案)

I 調査票の提出状況

- 第I-1表 市区町, 調査方法, 回答方法別世帯数
- 第I-2表 市区町, 調査方法, 地域特性, 業務委託の有無, 回答方法別世帯数
- 第I-3表 市区町, 住宅の建て方, 回答方法別世帯数
- 第I-4表 市区町, 世帯人員規模, 回答方法別世帯数

II 調査対象の人口・世帯構成

- 第II-1表 市区町, 年齢階級(5歳階級), 男女, 国籍別人口
- 第II-2表 市区町, 労働力状態(8区分), 男女, 年齢階級(5歳階級)別人口
- 第II-3表 市区町, 調査票の種類, 在学か否かの別, 学校区分, 男女, 年齢階級(5歳階級)別人口
- 第II-4表 市区町, 調査区特性, 世帯人員規模, 住宅の建て方別世帯数及び世帯人員
- 第II-5表 市区町, 延べ面積(14区分), 住居の種類別世帯数及び世帯人員

III 調査票(紙)の記入状況

1 世帯項目

- 第III-1-1表 市区町, 調査票の種類, 地域特性, 調査項目, 回答方法, 記入状況別世帯数(世帯項目)
- 第III-1-2表 市区町, 調査票の種類, 地域特性, 調査項目, 調査方法, 記入状況別世帯数(世帯項目)
- 第III-1-3表 市区町, 調査票の種類, 住宅の建て方, 調査項目, 回答方法, 記入状況別世帯数(世帯項目)
- 第III-1-4表 市区町, 調査票の種類, 世帯人員規模, 調査項目, 回答方法, 記入状況別世帯数(世帯項目)
- 第III-1-5表 市区町, 調査票の種類, 世帯主の年齢階級(5歳階級), 調査項目, 回答方法, 記入状況別世帯数(世帯項目)

2 世帯員項目

- 第III-2-1表 市区町, 調査票の種類, 調査項目, 回答方法, 記入状況別世帯人員(世帯員項目)
- 第III-2-2表 市区町, 調査票の種類, 調査項目, 調査方法, 記入状況別世帯人員(世帯員項目)
- 第III-2-3表 市区町, 地域特性, 調査項目, 回答方法, 記入状況別世帯人員(世帯員項目)
- 第III-2-4表 市区町, 住宅の建て方, 調査項目, 回答方法, 記入状況別世帯人員(世帯員項目)
- 第III-2-5表 市区町, 世帯人員規模, 調査項目, 回答方法, 記入状況別世帯人員(世帯員項目)

項目)

第Ⅲ－２－６表 市区町，世帯主の年齢階級（５歳階級），調査項目，回答方法，記入状況別世帯人員（世帯員項目）

#### Ⅳ 電子調査票（オンライン調査）の回答状況

第Ⅳ－１表 市区町，地域特性，電子調査票の種類，世帯人員規模，回答曜日・時間帯別世帯数

第Ⅳ－２表 市区町，地域特性，電子調査票の種類，世帯主の年齢階級（５歳階級），回答曜日・時間帯別世帯数

第Ⅳ－３表 市区町，地域特性，世帯人員規模，電子調査票の種類，回答回数別世帯数

第Ⅳ－４表 市区町，地域特性，世帯主の年齢階級（５歳階級），電子調査票の種類，回答回数別世帯数

《平成27年調査との比較表》

第Ⅳ－５表 市区町，地域特性，世帯人員規模，回答曜日別世帯数（平成27年国勢調査との比較表）

第Ⅳ－６表 市区町，地域特性，世帯人員規模，回答時間帯別世帯数（平成27年国勢調査との比較表）

第Ⅳ－７表 市区町，地域特性，世帯主の年齢階級（５歳階級），回答曜日別世帯数（平成27年国勢調査との比較表）

第Ⅳ－８表 市区町，地域特性，世帯主の年齢階級（５歳階級），回答時間帯別世帯数（平成27年国勢調査との比較表）

#### Ⅴ 調査票の読み取り，格付の状況

第Ⅴ－１表 市区町，地域特性，格付の種類，回答方法，格付の可否別世帯人員

表Ⅴ－２表 市区町，住宅の建て方，格付の種類，回答方法，格付の可否別世帯人員

表Ⅴ－３表 市区町，世帯人員規模，格付の種類，回答方法，格付の可否別世帯人員

表Ⅴ－４表 市区町，調査項目（産業及び職業），回答方法，自動読み取り状況別件数（紙調査票のみ）

#### Ⅵ 特定調査困難地域における調査票の提出・記入状況

第Ⅵ－１表 行政区，地域特性，世帯主の年齢階級（５歳階級），調査方法，回答方法別世帯数－特定調査困難地域（東京都特別区）

第Ⅵ－２表 行政区，地域特性，世帯人員規模，調査方法，回答方法別世帯数－特定調査困難地域（東京都特別区）

第Ⅵ－３表 調査票の種類，地域特性，調査事項（世帯項目），調査方法，記入状況別世帯数－特定調査困難地域（東京都特別区）

第Ⅵ－４表 調査票の種類，地域特性，調査事項（世帯員項目），調査方法，記入状況別世帯人員－特定調査困難地域（東京都特別区）